

令和6年度 第17回なら歴史まちづくり推進協議会 議事録				
開催日時	令和7年2月19日（水曜日）10時00分から12時00分			
開催場所	奈良市役所 北棟2階 202会議室			
出席者	委員	橋爪会長、今西委員、瀬渡委員、服部委員、藤岡委員、大和委員 【計6名】		
	オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長 奈良県まちづくり推進課長（代理：係長） 奈良県文化財課長（代理：係長） 【計3名】		
	事務局	都市整備部：梅田部長、藤原次長 都市計画課：角井課長、郡課長補佐、袴田係長、小嶋主任、明石主務 奈良町にぎわい課：村上課長、北垣内主任、黒野主務 文化財課：松浦課長、山口課長補佐、石田係長、中村主事		
開催形態	公開（傍聴人0人）	担当課	都市計画課、奈良町にぎわい課、文化財課	
議題又は案件	1. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第1期）の変更について 2. 奈良市歴史的風致形成建造物候補物件の追加について 3. 令和6年度 認定歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について 4. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第1期）の最終評価シートについて 5. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第2期）（案）について			
決定又は 取り纏め事項	案件1については、了承された。 案件2については、了承された。 案件3については、委員の意見を反映し、修正する。 案件4については、委員の意見を反映し、修正する。 案件5については、委員の意見を検討し、必要に応じて修正する。			
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等				
事務局	1. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第1期）の変更について 説明（略）			
橋爪会長	ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。			
橋爪会長	八木酒造さんのところだけ古い名前を先に書いて、その後に（現：）を書くのはなぜですか。普通、現在名称を書いて後に（旧：）と書く方が多いと思いますが。			
事務局	当初の表記に追記する形をとっているためです。現時点で、国からこの書き方に対しての指示等は受けておりません。			

橋爪会長	指示等があった際に、現在名称の後に（旧：）を書く方が良いという事であれば修正をお願いします。
事務局	分かりました。
橋爪会長	他いかがでしょうか。 無いようですので、次の案件をお願いします。
	2. 奈良市歴史的風致形成建造物候補物件の追加について
事務局	説明（略）
橋爪会長	ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。
藤岡委員	今回はすごく件数が多く、規模も大きいところがありますが、全て予算内で対応できるという形になっていますか。
事務局	現在伺っている金額ですと、予算内に収まっています。
今西委員	私の近所に、高齢者の方が亡くなって別の方が買い取られ、今は宿になっているところがあります。もう一軒も別の方が買われて、歴史的な建物を維持しながら病院として4月くらいにオープンします。それから、この案件に、飲食店などが多くなりました。これが良い意味で繋がり、防犯とか建物の維持管理などにも繋がれば一番良いかと思います。
橋爪会長	他いかがでしょうか。
藤岡委員	前回も少し話したかとは思いますが、以前のご説明では、この補助金を使って改修や外観の修繕等をした後に使われていない物件が1件あるということでした。その後、何かしら活用されるということを前提に補助を行うのは良いと思いますので、そこをしっかりと決めて補助を行うのが良いと思います。
	また、今回は予算内で収まるということなので良いのかもしれませんが、50番は、1回補助金を使って修理されたことがあり、写真を見てもまだきれいな状態であることがうかがえます。補助金をもう1回活用するという状況が、もし他の方の枠を圧迫しているのであれば、少しもったいないのではないかと思います。
	少し話はそれるのですが、先日、奈良県内の登録有形文化財の所有者の会を作ろうという話があり、今準備をされています。登録有形文化財の所有者にとっては大変なこともあるのですが、文化財を守っていこうという所有者の気持ちが固まって、皆で丸となって活動を行おうとしています。こういう物件が登録有形文化財になる場合があるのではないかと思います。「今後登録を目指している物件」といったところにも力を入れる、なども考えられるのではないかと思います。
橋爪会長	その会は県全体でということですか。
藤岡委員	今は県全体ですね。
橋爪会長	他いかがでしょうか。
	表のフォーマットで、「担当課評価」と「文化財課の意見」があって、「指定機関の意見」の記載があるところとないところがあるのですが、この辺のルールがあるのでしょうか。49番の「指定機関の意見」の中に、「窓は必要ですか」「極端に横長な窓はありません」と書かれていて、横長な窓はやめるべきだとか、必要ですかとか問いかけられているのにその答えが分からず、文化財課の意見に対して違うのではないかと

事務局	と言っているようにも見えるので、記載方法を精査した方が良いと思います。これらは全部指定機関の意見聴取をしていますか。 必要なものだけ意見聴取しています。例えば49番でしたら、元は長屋で、もう一軒家があったところを取り壊してトタンのようなもので塞いでいますので、元々なかったところに窓を作るということになりますので、この計画で良いかというところを確認してもらいました。
橋爪会長	48番の方では「参考にしてください」とか、「間に柱が入るように」とか具体的な修正要望をしていると思われます。これを所有者の方に対応してくださいと伝えているのですか。
事務局	指定機関の意見聴取が終わって、56番とか、意見が無ければ「意見がありませんでした」ということだけお伝えしている場合もあるのですが、48番、49番や52番では具体的に意見が出ていますので、指定機関の担当者の方から所有者、設計者に伝えていると聞いています。
橋爪会長	要望を受けていただけるかどうかは確認できますか。
事務局	強制力のようなものは無いので、なぜこういう意見が出たのかというところも担当の方からご説明いただきまして、納得いただけましたら変更していただくということになります。
大和委員	今の意見で、49番の計画立面図は意見を取り入れた形になっています。「計画立面図」と書かれているのは最終という見方で良いですか。
事務局	そうなります。
橋爪会長	取り入れられたということですね。それでもまだ横長の窓は残っていますが、真ん中を割ったということですかね。
事務局	そうです。
橋爪会長	丁寧に見ておくと、現況立面図と、最初に出されてきた図面、さらに修正要望を踏まえた計画立面図というふうに、3つの図面があるということですね。最終的に意見を踏まえたものが計画立面図だけれども、要望を受け入れてくれたかはそれぞれである、という理解で良いでしょうか。
事務局	基本的には意見に基づいていて、出来るだけ昔の姿に戻したいという思いをもって説明すれば、ご理解いただける場合が多いのです。しかし、費用の問題でどうしても難しいという場合もあります。
橋爪会長	了解しました。他いかがでしょうか。 無いようですので、次の案件をお願いします。
事務局	3. 令和6年度 認定歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について 説明（略）
橋爪会長	ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。
大和委員	細かいことで恐縮ですが、5ページや12ページの「定性的・定量的評価」の最後の行の表現が分かりにくいと思いました。特に12ページに関しては、事業が3つあって、参加者が2月時点で書いてありますが、合計なのかどうか、どの時点を記述されているのか、混在してしまっているところを感じました。例えば15ページに「令和6年度

橋爪会長 事務局	は、現在開催に向けて準備を進めている」と書かれていて、これは現状のことを書いていると思うのですが、12ページでは「令和7年3月1日に開催した」と書かれていますので、この資料を作成する上でどこを基準にしているかというのを少し明確にさせていただいた方が分かりやすいかと思います。 それから、非常に大変な作業だとは思いますが、数字もカンマがついていたりいなかったり、17ページでは「9/20～9/23」ですが他では「9月20日」という表記になって分かれています。最終的に精査されるかとは思いますが、もう少しそのあたりを統一に書いていただいた方が良いのかなと思いました。 事務局いかがでしょうか。年号など、最後に統一された方が良いとは思いますが。本日の協議会の時点で統一出来ていなかったことは申し訳ございません。こちらは各課に照会をかけて集約した文面になりますので、そのあたりの精査が出来ていなかったのが原因です。会長がおっしゃったように最終的には精査をして表現を統一させていただくのですが、現時点が今年の12月などに作成したものになりますので、細かな表現のズレが出てきてしまっていると思います。
橋爪会長 藤岡委員	では、最終的には統一されるということでご理解ください。他いかがでしょうか。 5ページの「町家バンク事業」ですが、活用の仕方について、良い事例が大和郡山市にあったので共有します。大和郡山市のまちづくり戦略課が行っている事業として、空き家を探して民間の活用者に繋いでいくような事業があります。柳町商店街という近鉄郡山駅から近いところですが、ここ数年で活用者が入ってきているようです。その火付け役として「リノベーションスクール」というものがあります。それを過去3回ほど行っているのですが、そこから引き続きそうしたことを続けています。奈良町の民間が借りたいと思えるような場所は良いと思うのですが、例えばきたまちのもう少し北の方とか、そういったところはもうどんどん空き家で潰されている現状があるのではないかと思いますので、そういったところが残っていくように、この町家バンク事業がなっていくといいなと思っております。
大和委員	今のお話に関連して、空き家対策のうまくいった事例があります。そちらでは、空き家を持たれている方が貸すことに何を躊躇されているかということ、見知らぬ人に貸した際に後の管理が大変だということのようです。その場合は、民間を活用するような形で、募集のところだけでなく後の管理まで引き受ける、ということすると、急に出されたところが多くなったというふうに聞いています。そのため、奈良町のように良いところはそこまでする必要は無いと思いますが、周辺部になってどんどん壊されているようなところは、様々な手法を模倣していかれることが今後必要となってくるのではないかなと思いました。
今西委員	少し議題からはずれるのですが、私が知っている建物で、結構傷みがあって直しながらやっているところがあります。そこに元々住んでおられた方が亡くなって、そこでは昔、洪水があったということで土留めをしてあるのですが、その上に木が生えて越境してきたので、私も介入して切ったのです。また、フェンスの中には動物が住みついており対処が必要でしたが、土地の持ち主は動かせないということがありました。その持ち主は、別の委員もおっしゃったように見知らぬ方が入ってこられることを心配されます。また、住んでいないので火事が怖いという話もされています。その

橋爪会長 事務局	建物周辺は道が細いため消防車が入れません。それ以外のところもそうですけれど、問題が色々出てくるとは思います。持ち主が対処されないけれども、建物はそういった状態で、斜面の下には他の家があり、少し危ないと思いました。 空き家対策について事務局いかがですか。 空き家対策については、今回事務局にはいない住宅課がしています。今は実態調査を通じて、空き家かどうかということを前提に対策をしておりますので、所有者の方が実態上「使われている」という形になりますと、空き家の対象にはならないです。対策計画を作るにあたって実態調査を進めていますので、現実的には通報をいただいて、我々が調査を行って、それが空き家であれば、所有者の方を特定し、その方にまずはお願いをしていくということから始めていきます。最終的な手続きの一番上には「行政代執行」というのはありますが、やはり所有権のあるものなので、財産権の侵害にもなり得ます。そのため、まずは所有権のある方に粘り強くお願いをしていくという流れになります。場所を確定して頂いたらそこからまた調べなおしていくことは可能だと思います。色々な方法がございまして、道路側に完全に飛び出しているような形でしたら、道路管理者としての権限で道路際にコーンを置かせていただいて、通行人の方が近寄れないような形の保護をさせてもらっているところもありますし、軒先から物が落ちてくるかもしれないという注意喚起もさせてもらっていますので、出来る法規の中で取り組みをさせてもらっているというのが現状です。空き家対策というのも奈良町に限らず、日本全国にありますので、担当課である住宅課ではどういった対策をしていくのかを協議させていただく協議会というのが別にありますので、本当に社会的に問題になりそうなものについてどこまでやっていくのか、「命令」ということもあります。命令をすべき物件なのかどうかというのも第三者に入っていていただいて協議会の中でご意見をいただいて動くというプロセスを経てやっております。当市におきましても、なかなか難しい問題と認識しております。
今西委員 事務局	そうですね。先ほどの方にお手紙を出してもお返事がないという状況です。 結局所有権のある方を特定していくというのが一番難しい作業です。過去の事例で言いますと先々代さんくらいの共有になっている家屋があり、相続人は100人ほどとなっていたと思います。そうなりますと、その家屋への対応は「私が代表です」みたいな方がいらっしゃらないと、相続人の中で協議をしてください、と進める形になります。そうすると必然的に時間がかかってきます。一部、今までの奈良町の中の事例で、相続人が居られなくなった建物がありまして、それについては裁判所に申し立てて、清算人の方、財産管理人の方というのが市の方から申し立て人になることが出来るようになりましたので、申し立てて、競売という形で解決されたという事例があります。極論を言うと、相続人が居られる間はやはりその相続人に委ねるという形で、行政的には難しい問題です。後で担当の方に調べさせます。
橋爪会長	要は空き家ないしは長年住んでおられない家屋で、歴史的な価値のあるものと補助制度があるよということを伝えていただけるような連携が、ということかと思います。本案件は進捗評価についてですので、話を戻しますが、他いかがでしょうか。
藤岡委員	本件、委員の皆様の総括について記入する点がございまいかがでしょうか。 会長の一任でいかがでしょう。

橋爪会長 一同	よろしいでしょうか。 (異議なし)
橋爪会長	ではご異議なしということで、会長一任ということで、管理評価シートの方の総括につきましては本日のご意見をまとめさせて、お答えするようにいたします。 次の案件をお願いします。
事務局	4. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第1期）の最終評価シートについて 説明（略）
橋爪会長 藤岡委員	ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。 先程の大和郡山市の事例を見ていると、非常に若い方々が入り込んで活用していて、その中心となる方は郡山市出身の若いご夫婦です。東京で設計事務所をされていたのですが、その事務所で行っていたリノベーションスクールをきっかけに戻ってこれています。歴史的風致の維持向上を担う人材が不足しているという点や高齢化している点、若い担い手がない点に注目すると、大和郡山市が非常にうまくいっているのではないかなと思います。若い人たちの活躍の場をどう提供していけるか、といったことを今後の対応の中に盛り込めると、奈良町もまた若返り良くなっていくのではないかなと思います。
橋爪会長	現状、対応の書き方で見ると、「情報発信の充実や、まちづくり団体などの事業実施者間の交流の促進により、人材育成や人材確保に関する情報共有を強化する。また、事業実施者間の横のつながりを強化することで、連携した取り組みを促進する。」となっています。この言葉の意味は、「いろいろな関係者との情報共有と、横繋がりで連携しましょう」ということですが、大和郡山市の事例は、これとは違うのでしょうか。
藤岡委員	新しく若い人たちを取り込んでいく仕組みが盛り込まれているのではないかなと思います。学生とか若い方がそういう団体に入っているとは思いますが、事務局をやって終わってしまうとか、そういったところでもう少し活動が出来るような場になっていないような気がします。
橋爪会長 藤岡委員 今西委員	行政が支援策をやるところはどこになりますか。 「リノベーションまちづくり」という計画みたいなものがあります。 その方がそこへ入り込めることがどうなのかというのであれば、奈良市ももう少し広げていけるとと思います。今店舗として利用しており、住んでいるところは別にあって、その方は住んでいるところで自治会員をやっておられるかもしれない。しかし、店舗の方の自治会をどのように受け取るのかという問題があります。昔のように会長をやりますと手を挙げる方が出てこないということがあって、自治会崩壊の市町村が出てきていると思います。こういう若い方がなんらかのきっかけとなって変化がおこらないと、現状の住んでいる住民は高齢化していくということになります。これは私の住んでいる地域でも同じで、任期を決めないと誰もやらないというようなことになっています。そこにも繋がってくるのではないかなと思います。
橋爪会長	大阪の都心部ですとマンションはあるけれども町会には入れないので、住んではいけないけれどもそこに本社のある企業が町会長をしているところが結構出てきていていま

今西委員	す。社長が交代すると、次の社長が会長のようなことになるのですが、本人は全然違うところに住んでおられるので、だんだんそうなります。 日本人が持ち主かどうか分からないということになってきます。登記目的というの も増えてきているのが多いかなと。
大和委員	私の住んでいるマンションの場合は、入るときに不動産会社と町会が話をつけて入居 の条件として管理契約の中に「町会に入る」というのが書かれていました。集合住宅 は反対にやりやすいかもしれないですね。大和郡山市のその方は、元々大和郡山市出 身の方ですか。
藤岡委員	そうですね。
大和委員	大体うまくやっておられる方はUターンの方が多く、結局地元の愛着教育とかを 一から入れるみたいなのところを。すごく遠回りではあると思いますが。
藤岡委員	そこに何故Uターンしてきたかという、先程から言っていた「リノベーションスク ールで戻ってきた」という入り口が用意されていました。
橋爪会長	「今後の対応」というところの書きぶりですが、今のところ政策が特にあるわけでは ないと思いますので、若い人たちや新しい人たちの受け入れについて検討するといっ たような形で、事務局で検討してください。横連携とか、情報共有だけでなく、市と してそういう入り口を作るなどの、大学生とか、若い担い手の受け入れについて今後 検討していくということですね。
事務局	はい、分かりました。文言は検討させていただきます。
大和委員	同じページの5番のところ。観光の質の向上ということで歴史・文化を理解して もらうというのは分かるのですが、観光客数が「落ち込んでいるため、観光客数の拡 大のため」と書かれていまして、歴史文化を理解してもらうことで観光客の拡大につ ながるというふうに読めてしまうのですが、そういうことなののでしょうか。持続可能 という話になると、オーバーツーリズム問題が出てきて、必ずしも数の拡大という話 にはならず、反対に人を減らしていくことも必要になる感覚はあるのですが、少し ここが矛盾しているような気がしました。
橋爪会長	事務局いかがですか。
事務局	分かりました、表現を検討させていただきます。
橋爪会長	今後の対応の方が多言語対応と無電柱化という方に繋がりますので、外国人観光客も 含めての対応策に繋がっているのではないかと。確かに、全体の課題の5番のところ は前半が質の向上で、後ろは量の話をしていて、対応が根本的には質を良くしましょ うという話だとは思いますが。できれば5番のところは、量の話が先で、後で質の方が 収まりは良いと思うので、「新型コロナウイルス感染症拡大時には落ち込んでいる が、現状は増える傾向にある」として、「観光客数の持続的な確保のため」とかにし ていただいて、質の方を後にする。「拡大」と書いているのが問題で、「適切な観光 客数の確保」とか、「維持」というような言葉で書くというのでいかがでしょう。
事務局	分かりました。
橋爪会長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 他の意見がないようですので、次の案件をお願いします。

事務局	5. 奈良市歴史的風致維持向上計画（第2期）（案）について
橋爪会長	説明（略）
藤岡委員	ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。
	予算枠がいっぱいになった場合の考え方として、私の中で考えてみたものがありますのでお伝えしておきます。今回、案件2で多くの候補がありましたが、この中で優先順位を決めていくとすれば、景観を保つためには、第一に、現状修理よりも復原修理の方が優先順位が高いのではないかと考えております。それから地域の面で、今は広く募集をしていると思いますが、やはり歴史的景観形成重点地区に入っているかどうかになると思います。あとは先程から言っているように、今後どういった活用がされるのか、または文化財としての登録を目指しているのか、といったところで優先順位があると良いと思いました。
橋爪会長	今の内容は、修正ではなくご意見ですね。
藤岡委員	はい、そうです。
橋爪会長	はい、よろしくお願いします。他いかがでしょうか。
瀬渡委員	パブリックコメントの感想でもよろしいですか。今回3名の方から意見が出されているのですが、かなり専門的で、細部にわたって修正案までいただいていた非常に驚きました。その中で、最初に、計画策定のプロセスについてご指摘されているのですが、「計画案策定の前に市民等とのヒアリングなどを～」と書かれていまして、誠にその通りだと思うのです。計画の内容が非常に多岐にわたっていますし、既に関係団体には日常的にヒアリングの機会があると思うのですけれど、まだまだ市民全体にも計画の存在の認識がかなり低いと思います。パブコメの後半にも、計画が出来たら市民に周知する機会も作ってくださいというように書かれていますので、計画の前後でそうしたプロセスは大事だと思いました。
	それから関連して、前回、別の委員から、歴史的風致を維持向上するのはどう良いことがあるのかという意義について何点が述べられていまして、そういう内容も一般市民に伝える機会を常に意識していかないと、計画書がお飾りのものになってしまうかと思います。ですので、是非そのあたりを次の10年、第2期の計画に向けて考えていくことが大事だと思います。本当に重要な計画であり、「歴史的風致維持向上」というのを奈良市の皆さんはずっと課題として続けていかななくてはいけないということだと思いますので、非常に重要なご指摘をいただいていると思いました。
橋爪会長	具体的に追記するものはありますか。
瀬渡委員	具体的に追記するといったものはないです。
	次に、238ページの「観光の振興」、最後の「エ. 集客イベントの実施」のところで、多くの項目があり、今回も追記されて修正もされているのですが、箇条書きの順番は意識して書かれているのでしょうか。時系列に書かれているわけでもなく、読んでいて統一感がなく感じました。繋がりが難しいとは思いますが、そのあたり何かお考えがあつてこういうふうになっているのかと思いますので、よろしくお願いします。
橋爪会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	元々はエリア別に並んでいました。今は、奈良町、奈良公園、平城宮跡の順になっているのですが、時系列の方が分かりやすそうでしたら、検討します。

橋爪会長	エリア別なら「エリア別で書いています」という何か括りが欲しいです。
瀬渡委員	そうですね、「〇〇エリア」とかいうふうに書かれると分かりやすいかもしれないです。
橋爪会長	ご指摘のあったように場所を問わず、古い順にするか、いずれかでご対応お願いします。他いかがでしょうか。
オブザーバー	先程の市民の方知ってもらふ機会を増やしたいというお話に関して、その一環として毎年「歴まちサミット」というものを、認定都市間で、持ち回りで開催してきています。去年と今年は奈良市の開催年ではないのですが、最初は市民の方もかなり興味を持って来てくださっていましたが、最近参加者の人数がどんどん少なくなってきました。せっかく開くのであれば市民の方にも来ていただいて、奈良市でこういうまちづくりをやっているということを知ってもらうのはすごく大事な事かなと思ってしますので、そういった機会や、それ以外でも認定都市間の横の連携などで、寄付制度など何か周知できる機会を作りたいと考えておりますので、またご協力いただければと思います。
橋爪会長	市民の皆さんにご理解いただくような機会を設けていくということで、どこに特記せよということではなくご意見をいただいたということですね。他いかがでしょうか。
服部委員	文化財関係で一つよろしいですか。前回の私の意見も反映していただいて、特に文化財の保存・活用に関して公開するような企画の連携に対しても一部反映していただいたと思います。奈良町のある寺院が観光協会の企画で土・日曜日に公開されていて、昨日行きましたら、仏像や絵画に、時代や資料のキャプションがあったのですが、多分、それらは20～30年前に文化財課がされた彫刻や絵画の調査の報告書を見て付けられているのだと思いました。調査の成果が20年30年経ってもこういう公開の時とかに活かされて、一般の人にも、ただ単に仏像が並んでいるとかではなく、いつの時代のどんなものかが分かるという意味では観光にも活かされているのかなと思いました。調査から20年30年経つと住職や文化財所有者の世代も変わっていますので、現況の所在確認も必要になってくるのかなと思いました。256ページでも、指定文化財や未指定の文化財も、歴史的風致という意味では建造物が挙がってくるのかと思いますが、建造物の機能や、そこで行われてきた行事等に直接関わるのが美術工芸品ですので、そういう建造物以外の指定文化財、未指定文化財もどう位置付けていくのか、というのが気になりました。257ページとか、まさに行事が載っていますが、それをどこかで位置付けられないかなと思ったところです。
橋爪会長	具体的にはどこにどう書きますか。
服部委員	「ア」のところは建造物がメインなので、建造物の性格を明らかにするような関連文化財とか、表現としては項目化するか、マイナーチェンジで済むなら、「建造物もしくはそれに関連する文化財」みたいな文言を加える程度でも良いのかなと思います。
橋爪会長	はい、事務局の方で検討いただければと思います。 おおよそ予定の時間となりましたが、よろしいでしょうか。 特に追加でご意見はないようですので、これで本日の会議は終了します。ご意見等々ございましたら微修正で対応可能だと思います。一部申し上げましたが、3月に国に提出するというスケジュール上時間がないので、個別に何かありましたら事務

事務局	局の方までメールで連絡いただければと思いますので、よろしくお願いします。 では本日以上でございます。進行を事務局にお返しします。 これをもちまして、第17回なら歴史まちづくり推進協議会を閉会します。 <協議会終了>
-----	---